

相 談 事 例

ID : 03-01-056

相談タイトル

学生会館への入館に関する賃貸借契約について

Q : ご相談内容

子供が東京の予備校に通うため学生会館を申込み、入館申込保証金として50,000円を支払った。その後、契約書が郵送されてきたが、学生会館でなく別の場所に住むことになったためキャンセルを申し出たが、保証金についての話はなかった。消費生活センターに連絡したところ、契約締結前なので返金されると言われたが、申込金は返金されるのか。

A : 回答

学生会館への入館が、一般の賃貸住宅への入居、賃貸借契約とすることであれば、正式に契約締結されておらず、50,000円が預け金というような性質であれば、返金されるものと思います。学生会館が予備校が直接運営し予備校に付随する寮のようなものとする、独自のルールや取扱いも想定されますので、学生会館というものの性質を確認されることも必要と考えます。保証金返金についての話はされていないということですので、まずは先方がどのように考えているかを確認する必要があると思います。その上で、補償金の返金について交渉を行うこととなります。